

議案第15号

鹿屋市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部改正について
鹿屋市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を次のように改正する。

令和5年2月22日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例の一部を改正する条例
鹿屋市国民健康保険高額療養資金貸付基金条例（平成18年鹿屋市条例第70号）の
一部を次のように改正する。

第2条中「3,000万円」を「1,500万円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険高額療養資金の貸付けの利用が減少してきていることなどから、国民健康保険高額療養資金貸付基金の額を減額したいので、本案を提出するものである。